

## 平成23年4月1日からの登記印紙の取扱いについて

本年4月1日から、登記事項証明書の交付請求等に係る登記手数料は、**登記印紙**に替えて、**収入印紙**で納付していただくこととなります(注1)。

ただし、**登記印紙**についても、これまでどおり登記手数料の納付に使用することができます(注2)。

また、本年4月1日から、**登記手数料の改定(登記事項証明書1通1,000円から700円に引下げ等)**が予定されております。

したがいまして、現在の**登記印紙**の主要券種である1,000円券については、単独で使用しにくくなりますので、現在、同券種をお持ちの方は、なるべくお早めにご使用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(注1) 「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)附則第264条等

(注2) **収入印紙**と**登記印紙**を組み合わせて使用することも可能です。

上記に関するご相談・ご質問等がございましたら、奈良地方法務局総務課(電話 0742 (23) 5534)までご連絡願います。